

○香川県警察災害事故応急対策執行規程

平成 12 年 12 月 27 日

警察本部訓令第 45 号

改正 平成 14 年 11 月 18 日本部訓令第 26 号、令和元年 8 月 20 日本部訓令第 6 号、令和 4 年 3 月 18 日本部訓令第 2 号

香川県警察災害事故応急対策執行規程を次のように定める。

香川県警察災害事故応急対策執行規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 水害及び土砂災害（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 道路災害及び交通事故（第 14 条—第 22 条）
- 第 4 章 危険物事故及び火災（第 23 条—第 31 条）
- 第 5 章 原子力事故（第 32 条・第 33 条）
- 第 6 章 毒性物質の事故（第 34 条—第 37 条）
- 第 7 章 船舶事故（第 38 条・第 39 条）
- 第 8 章 動物による事故（第 40 条—第 42 条）
- 第 9 章 その他の災害事故（第 43 条）
- 第 10 章 雑則（第 44 条・第 45 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に定めるもののほか、災害事故に関し、関係法令に基づき警察官がとるべき応急措置その他の応急対策に関する基本的事項を定めるものとする。

（災害事故）

第 2 条 この規程において「災害事故」とは、人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏その他の危険な事態をいう。

2 災害事故は、故意による犯罪によるものを含むものであることに留意しなければならない。

（応急対策）

第 3 条 応急対策は、災害事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害事故の発

生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害事故の拡大を防止するために行うものとする。
(応急措置)

第4条 警察官は、災害事故が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)その他の法令の定めるところにより、情報の収集及び伝達、警告、避難、被害者の救助その他災害事故の発生を防禦し、又は災害事故の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)を速やかに実施しなければならない。

(警察法、警職法等の規定による措置)

第5条 警察官は、応急措置を実施するに当たっては、事態に応じ、警察法第2条に規定する警察の責務を達成するための措置及び警職法第4条の規定による避難等の措置、警職法第3条の規定による保護、警職法第6条の規定による立入りその他警職法の規定による措置を迅速かつ的確に講じるものとする。

2 応急措置に係る災害事故が犯罪によるものと認める場合には、前項の措置に加え、警職法第2条の規定による職務質問、警職法第5条の規定による警告及び制止及び警職法第7条の規定による武器の使用並びに刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第210条の規定による緊急逮捕、同法第213条の規定による現行犯逮捕、同法第220条の規定による令状によらない差押、搜索及び検証、同法第222条において準用する同法第111条及び第129条の規定による差押、搜索又は検証上必要な処分その他同法の規定による措置を迅速かつ的確に講じるものとする。

(歩行者、車両等の通行の禁止等)

第6条 警察官は、応急措置の実施により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、道交法第6条第4項の規定により交通の規制を実施するものとする。

(違法な停車及び駐車に対する措置)

第7条 警察官は、車両(トロリーバスを除く。)が道交法第44条、第47条第1項若しくは第3項又は第48条の規定に違反して停車していると認められる場合において、応急措置の実施に支障を生じるおそれがあると認めるときは、道交法第50条の2の規定により必要な命令をするものとする。

2 警察官及び警察署長は、違法駐車と認められる場合において、応急措置の実施に支障を生じるおそれがあると認めるときは、道交法第51条第1項から第8項までの規定により必要な措置をとるものとする。

(高速道路における危険防止の措置)

第8条 警察官は、応急措置の実施により高速自動車国道又は自動車専用道路において交

通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るためやむを得ないと認めるときは、道交法第 75 条の 3 の規定により危険防止の措置をとるものとする。

(工作物等に対する応急措置)

第 9 条 警察官は、応急措置の実施により道路又は沿道の土地に設置されている工作物等又は転落積載物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道交法第 83 条の規定により応急の措置をとるものとする。

第 2 章 水害及び土砂災害

(水防)

第 10 条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下この条において「法」という。）第 14 条第 2 項に規定するとき、警察官は、同項に定めるところにより、同条第 1 項の職権を行うものとする。

2 警察署長は、法第 15 条の規定により水防管理者から警察官の出動を求められた場合において、水防のため必要があると認められるときは、警察官を出動させるものとする。

3 警察署長は、洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められる場合において、法第 22 条の規定による通知を受けたときは、法令の定めるところにより、必要な措置をとるものとする。

4 前 3 項の場合において、警察機関は、知事、水防管理者、水防団長その他の水防機関及び消防機関と緊密な連携を保つものとする。

5 警察官又は警察吏員は、水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号）第 50 条第 2 項の規定により、出水のため危険があるときに限り、組合同約の定めるところにより組合区域内のすべての居住者に対して防禦に従事させるものとする。この場合において、警察官又は警察吏員は、管理者及び監督行政庁と密接な連携を図るものとする。

(ダム放流により生ずる危害の防止)

第 11 条 警察署長は、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条及び特定多目的ダム法施行令（昭和 32 年政令第 188 号）第 18 条、水資源開発公団法（昭和 36 年法律第 218 号）第 25 条及び水資源開発公団法施行令（昭和 37 年政令第 177 号）第 12 条又は河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 48 条及び河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 31 条の規定により、ダムを設置し、又は管理する者から、ダムを操作することによって流れの状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときに、通知を受けたときは、法令の定めるところにより、通知に係る情報の伝達、災害の発生が予想される場合における警戒及び広報並びに避難又は立退きのための措置その他住民、滞在者、通過者等の安全を確保する措置を

とるものとする。この場合において、市町村長、水防管理者等と密接な連携を保つものとする。

(地すべりに対する措置)

第 12 条 警察署長は、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条の規定により、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときに、通知を受けたときは、法令の定めるところにより、直ちに、情報の収集及び伝達、危険個所周辺の警戒、住民等に対する避難のための措置、被災者の救護並びに行方不明者の捜索及び救出、土砂の再移動等による二次災害の発生の防止等の応急措置をとるものとする。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止)

第 13 条 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害の防止については、警察官は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 20 条の規定により定められた市町村地域防災計画の定めるところにより、警戒避難に関する措置をとるものとする。

第 3 章 道路災害及び交通事故

(警察官による交通規制)

第 14 条 警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため特に必要があると認めるときは、道交法第 6 条第 1 項後段の規定により、手信号等をするものとする。

2 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、道交法第 6 条第 4 項の規定により交通の規制を実施するものとする。

(乗車、積載及び牽引に係る危険防止の措置)

第 15 条 警察官は、車両等の乗車、積載又は牽引^{けん}について危険を防止するため特に必要があると認めるときは、道交法第 61 条の規定により危険を防止するため必要な応急の措置をとることを命ずるものとする。

(無免許運転、酒気帯び運転等に係る危険防止の措置)

第 16 条 警察官は、道交法第 67 条第 1 項及び第 2 項の場合において、当該車両等の運転者が同条第 3 項に該当するときは、同項の規定により道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとるものとする。

(交通事故の場合の措置)

第 17 条 警察官は、道交法第 72 条第 1 項後段の規定により交通事故に係る報告を受けたときは、同条第 2 項及び第 3 項並びに第 72 条の 2 の規定により応急の措置をとるものとする。

(高速道路における危険防止の措置)

第 18 条 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により高速自動車国道又は

自動車専用道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るためやむを得ないと認めるときは、道交法第75条の3の規定により危険防止の措置をとるものとする。

(工作物等の発見時の措置)

第19条 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等又は転落積載物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、警察署長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた警察署長は、道交法第81条から第82条までに定めるところにより、必要な危険防止等の措置をとるものとする。

(工作物等に対する応急措置)

第20条 警察官は、応急の措置の実施により道路又は沿道の土地に設置されている工作物等又は転落積載物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道交法第83条の規定により応急の措置をとるものとする。

(免許の効力の仮停止に係る報告)

第21条 警察官は、免許を受けた者が自動車等の運転に関し道交法第103条の2第1項各号のいずれかに該当することとなったことを知ったときは、その旨を警察署長に報告しなければならない。

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付を受けていない者の所在を知ったときの措置)

第22条 警察官は、免許の取消し又は効力の停止に係る道交法第104条の3第1項の書面の交付を受けていない者の所在を知ったときは、同条第2項から第4項までの規定により必要な措置を講じなければならない。

第4章 危険物事故及び火災

(高圧ガスの事故の際の措置)

第23条 警察官は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この条において「法」という。）第36条第2項若しくは第63条第1項の規定による届出を受理し、又は自ら法第36条第1項の事態若しくは法第63条第1項各号の場合を発見したときは、直ちに、法第62条第5項、法第64条、法第74条第2項その他の法令の定めるところにより、災害の発生の防止のための応急の措置その他必要な措置を講じるものとする。この場合において、法第36条第1項に規定する者又は法第63条第1項に規定する者、知事、消防吏員若しくは消防団員及び海上保安官と緊密な連携を保つものとする。

2 警察官は、前項の届出を受理し、又は発見したときは、速やかに、その旨を香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告しなければならない。

3 警察官は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第133条の規定による届出を受理したときは、法令の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

（火薬類の事故の際の措置）

第24条 警察官は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この条において「法」という。）第39条第2項若しくは第46条第1項の規定による届出を受理し、又は自ら法第39条第1項の事態若しくは法第46条第1項各号の場合を発見したときは、法第45条の2、第47条、第52条第5項その他の法令の定めるところにより、火薬類による災害の発生の防止又は公共の安全の維持のために応急の措置その他必要な措置をとらなければならない。この場合において、法第39条第1項に規定する者又は法第46条第1項に規定する者、知事、消防吏員若しくは消防団員及び海上保安官と緊密な連携を保つものとする。

2 警察官は、前項の届出を受理し、又は発見をしたときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。不発弾その他の火薬類を陸上において発見した旨の届出を受け、又は自ら発見したときも同様とする。

（危険物の事故の際の措置）

第25条 警察署長は、消防法（昭和23年法律第186号）第16条の3第2項の規定により危険物の流出その他の事故が発生した旨の通報を警察署が受け、又は自らが発見したときは、同法第16条の5第2項その他の法令の定めるところにより、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるものとする。この場合において、同法第16条の3第1項に規定する者、消防署、市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域においては、知事）及び海上警備救難機関と緊密な連携を保つものとする。

（石油パイプラインの危険時の措置）

第26条 警察官は、石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第31条第2項の規定により、事業用施設について石油の流出その他の事故が発生し、危険な状態となった旨の通報を受け、又は自らその事態を発見したときは、直ちに、法令の定めるところにより、災害の発生の防止のための応急の措置を講じるものとする。この場合において、石油パイプライン事業者、関係市町村長、消防吏員若しくは消防団員及び海上保安官と緊密な連携を保つものとする。

（火災の警戒、消火及び調査）

第27条 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流失等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる場合で、消防法第23条の2第2項に規定するときは、警察署長は、同項に定めるところにより、同条第1項の職権を

行うものとする。

2 火災の現場においては、警察官は、消防法第 28 条第 2 項及び第 3 項その他の法令の定めるところにより、職権を行い、又は援助を与え、緊急の必要があるときは、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事するものとする。

3 警察署長は、放火又は失火の犯罪捜査に当たっては、消防法第 35 条、第 35 条の 2 及び第 35 条の 4 の規定に留意しなければならない。

(排出された危険物による海上火災に係る緊急の場合における行為の制限)

第 28 条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 42 条の 5 に規定する場合において、同法第 42 条の 11 に規定するときは、警察署長は、同条に定めるところにより、同法第 42 条の 5 の職権を行うものとする。

(石油コンビナート災害時の措置)

第 29 条 警察署長は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この条において「法」という。）第 23 条第 2 項の規定により特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象の発生について警察署が通報を受け、又は自ら発見したときは、法令の定めるところにより、直ちに、必要な措置をとるものとする。この場合において、特定事業所、消防署又は市町村、石油コンビナート等の防災本部、海上警備救難機関その他の関係機関と緊密な連携を保つものとする。

2 法第 25 条第 2 項の規定による警察官の職権は、警察署長の指揮を受けて行うものとする。

3 警察署長は、第 1 項の規定により特定事業所に係る異常な現象の発生を認知したときは、速やかにその旨を警察本部長に報告しなければならない。発生した災害の状況及び警察署が実施した措置の概要についても、逐次報告しなければならない。

(爆発物の発見等の際の措置)

第 30 条 警察官は、爆発物取締罰則（明治 17 年太政官布告第 32 号）第 7 条の規定による告知を受け、若しくは自ら爆発物を発見したとき、又は同法第 8 条の規定による告知を受け、若しくは自ら同法第 1 条から第 5 条までの犯罪があることを認知したときは、法令の定めるところにより、人が危害を被むるおそれを防止するために必要な措置をとらなければならない。

(武器又は銃砲刀剣類等の事故の際の措置)

第 31 条 警察官は、武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）第 26 条の規定による届出又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 23 条の 2 の規定による届出を受理したときは、武器等製造法第 25 条第 2 項から第 4 項まで及び第 28 条第 2 項、銃砲刀剣類所持等取締法第 23 条、第 24 条第 2 項及び第 3 項並びに第 24 条の 2 第 1 項から第 5 項までその他の法令の定めるところにより、当該武器又は銃砲刀剣類等を回収し、その他

人の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の安全の保持のために必要な措置をとらなければならない。

- 2 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、銃砲刀剣類所持等取締法第 24 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定により銃砲刀剣類等の一時保管その他の必要な措置をとるものとする。
- 3 警察官は、第 1 項の届出を受理したときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。

第 5 章 原子力事故

(核燃料物質等の事故の際の措置)

第 32 条 警察官は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下この条において「法」という。）第 63 条の規定により事業者等から、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じた旨の届出を受けたときは、法第 59 条の 2 第 11 項その他の法令の定めるところにより、遅滞なく、当該物質を回収しその他人の生命又は身体の被害を阻止するための措置をとるものとする。

- 2 警察官は、法第 64 条第 1 項の事態を発見した者から同条第 2 項の規定によりその旨の通報を受け、又は自らその事態を発見したときは、法第 59 条の 2 第 11 項その他の法令の定めるところにより、直ちに、負傷者の救助、警戒区域の設定、情報の伝達、住民の避難誘導、汚染拡大防止の措置その他の応急の措置を講じるものとする。この場合において、事業者等及び文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と緊密な連携を保つものとする。
- 3 警察官は、第 1 項の届出を受け、又は前項の通報を受けたときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。

(放射性同位元素の事故の際の措置)

第 33 条 警察官は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下この条において「法」という。）第 32 条の規定により使用者等から、その所持する放射性同位元素について、盗取、所在不明その他の事故が生じた旨の届出を受けたときは、法第 18 条第 8 項その他の法令の定めるところにより、遅滞なく、当該物を回収し、その他人の生命又は身体の被害を防止するための措置をとらなければならない。

- 2 警察官は、法第 33 条第 1 項の事態を発見した者から同条第 2 項の規定によりその旨の通報を受け、又は自らその事態を発見したときは、法第 18 条第 8 項その他の法令の定めるところにより、直ちに、人命救助、立入制限その他の応急の措置をとるものとする。この場合において、使用者等及び文部科学大臣と緊密な連携を保つものとする。

- 3 警察官は、第1項の届出を受けたとき、又は前項の事態を発見したときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。

第6章 毒性物質の事故

(毒劇物等の事故の際の措置)

第34条 警察署長は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）第16条の2第1項の規定により毒物劇物営業者又は特定毒物研究者から警察署に届出があったとき、その他毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、法令の定めるところにより、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じるものとする。この場合において、法第16条の2第1項に規定する者、保健所及び消防機関と相互に緊密な連携を保つものとする。

- 2 警察署長は、法第16条の2第2項の規定により毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失した旨の届出が警察署にあったときは、法令に定めるところにより、直ちに、当該毒物又は劇物を回収し、その他人の生命又は身体の被害を防止するための措置をとるものとする。

(流通食品への毒物の混入等に対する措置)

第35条 警察官は、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号。以下この条において「法」という。）第4条の規定により製造事業者等から届出があったときは、直ちに、法第6条その他の法令の定めるところにより、人の生命又は身体の被害を防止するための措置をとるものとする。

- 2 警察官は、流通食品への毒物の混入等があった場合（その疑いがある場合を含む。）又は流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合は、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。
- 3 法第6条の規定による通報は、前項の場合に該当すると判断し、かつ、人の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために、関係行政機関において所要の措置をとる必要があると認めるときに、県を管轄する国の行政機関の地方支分部局で毒物の混入等の対象となった流通食品を所管し、又は当該毒物の混入等について所要の措置を講ずべきものの長及び知事に対し、当該事案の概要を警察本部長の指揮を受けて行うものとする。
- 4 法第7条第3項の規定による関係行政機関としての主務大臣への協力は、警察本部長の指揮を受けて行うものとする。
- 5 県警察は、国の施策に準じて防犯体制及び毒物管理体制の整備強化等に係る施策を講ずるものとする。

(特定物質の事故の際の措置)

第 36 条 警察官は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）第 23 条の規定により届出を受けたときは、同法第 35 条第 2 項その他の法令の定めるところにより、遅滞なく、必要な措置をとるものとする。

2 警察官は、前項の届出を受けたときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。

（サリン等による人身被害発生時の措置）

第 37 条 警察官は、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成 7 年法律第 78 号）第 4 条第 3 項の規定により国民から通報があったとき、その他サリン等若しくはサリン等である疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、同法第 4 条に定めるところにより、直ちに、必要な応急措置をとらなければならない。

2 警察官は、前項の物質若しくは物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。

第 7 章 船舶事故

（水難救護）

第 38 条 警察官は、水難救護法（明治 32 年法律第 95 号。以下この条において「法」という。）第 2 条第 1 項の規定により遭難船舶があることを発見した旨の報告を受け、又は自ら発見したときは、市町村長に通知しなければならない。

2 警察官は、警察署長の指揮を受け、法第 4 条、第 6 条、第 7 条及び第 9 条その他の法令の定めるところにより、遭難船舶の救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいないときは、市町村長に代わりその職務を行うものとする。

3 警察官は、法第 29 条の規定により漂流物又は沈没品を取り除いた場合は、その物件を市町村長に引き渡さなければならない。

（海難の発生時の措置）

第 39 条 警察官は、海難審判法（昭和 22 年法律第 135 号）第 2 条各号のいずれかに該当する事実があったことを認知したときは、同法第 28 条の規定により、直ちに、これをその事務所の所在地を管轄する地方海難審判庁の所在地に駐在する理事官に報告しなければならない。

第 8 章 動物による事故

（狂犬病予防のための協力）

第 40 条 警察官は、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 20 条の規定により、狂犬病予防のため狂犬病予防員から協力を求められたときは、法令の定めるところにより、犬の抑留その他必要な措置をとるものとする。この場合において、狂犬病予防員と緊密な連携を保つものとする。

(家畜伝染病に係る通行しゃ断に伴う措置)

第 41 条 家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合において、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 15 条の規定により、知事又は市町村長が通行をしゃ断しようとするときに、家畜伝染病予防法施行令(昭和 28 年政令第 235 号)第 2 条の規定によりあらかじめ通行がしゃ断されるべき場所を管轄する警察署長に通報があったときは、当該警察署長は、法令の定めるところにより、必要な措置をとるものとする。

(危険な動物に係る緊急時の措置)

第 42 条 警察官は、香川県動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年香川県条例第 2 号)第 19 条第 1 項の規定により、危険な動物が飼養施設から脱出した旨の通報を受けたときは、法令の定めるところにより、直ちに、当該危険な動物の捕獲その他の生命又は身体に対する侵害の防止のために必要な措置をとるものとする。この場合において、飼い主及び知事と緊密な連携を保つものとする。

第 9 章 その他の災害事故

(その他の災害事故)

第 43 条 警察官は、第 2 章から前章までに定めるもののほか、鉄道事故、航空機事故、雑踏事故、海水浴場、河川、ため池等における人の水難、山岳遭難その他の災害事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、法令の定めるところにより必要と認める応急対策を実施するものとする。

第 10 章 雑則

(避難の措置に係る報告)

第 44 条 警察官は、警職法第 4 条第 1 項の規定による措置をとったときは、遅滞なく、順序を経て(被害の拡大を防止するため必要があると認める場合は、直接)警察本部長にその旨を報告しなければならない。

(事変による死亡者の取扱い)

第 45 条 警察官が、災害事故に係る死体を発見し、又は災害事故に係る死体がある旨の届出(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 21 条の規定による医師から警察署への届出を含む。)を受けた場合における死体の取扱いについては、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 92 条、昭和 21 年厚生省令第 42 号(死産の届出に関する規程)第 9 条及び死体取扱規則(昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号)によるほか、水難、火災その他の事変によって死亡した者に係るものにあつては、当該死体を取り扱った警察署は、戸籍法第 89 条の規定により市町村長に死亡の報告をしなければならない。

附 則

この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 11 月 18 日本部訓令第 26 号)

この訓令は、平成14年11月18日から施行する。

附 則（令和元年8月20日本部訓令第6号）

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月18日から施行する。ただし、第4条中銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令第7条の2第3項の改正規定は、同年5月13日から施行する。